



平成 23 年 8 月 3 日

各 位

会社名 日本空港ビルディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 鷹 城 勲
(コード番号 9706 東証第 1 部)
問合せ先 管理本部副本部長 山田 克爾
(TEL. 03-5757-8030)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 3 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせ致します。

1. 処分要領

(1) 処 分 期 日	平成 23 年 8 月 22 日
(2) 処 分 株 式 数	845,000 株
(3) 処 分 価 額	一株につき、985 円
(4) 資 金 調 達 の 額	832,325,000 円
(5) 募集又は処分方法 (割当予定先)	第三者割当による処分 (双日株式会社)
(6) そ の 他	該当事項はありません

2. 処分の目的及び理由

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、羽田空港において、国内線旅客ターミナルビルの建設、管理運営を行うとともに、平成 22 年 10 月に供用開始された国際線旅客ターミナルビルの運営会社である東京国際空港ターミナル株式会社の筆頭株主として、同社が管理する国際線旅客ターミナルビルの主要な運營業務の一括受託などを行っております。一方、羽田空港、成田国際空港、関西国際空港並びに中部国際空港において物品販売業等を営み、その収益を基盤として航空業界の急速な発展に即応した旅客ターミナルビルの拡充整備に努め、事業規模の拡大を図ってまいりました。現在では、これまでのターミナル運営の実績とノウハウを日本国内のみならず海外においても活かすべく、平成 23 年 6 月、中国 成都空港に店舗を出店致しました。また、その他では、韓国空港公社(韓国 ソウル金浦)、大連周水子機場集团公司(中国 大連)、首都機場集团公司(中国 北京)とも人事交流をはじめ、旅客ターミナルビルの管理・運営に関する業務協力などを行っております。

双日株式会社(以下、「双日」といいます。)は総合商社として、50 年以上にわたる航空事業の実績をもち、また、日本のみならず、海外においても、機械・エネルギー資源・化学品・生活産業などの分野における事業の実績と、様々なネットワークやノウハウを有しております。特に、原料の調達から加工、流通に至る一貫したサプライチェーンを構築し事業展開しており、これら

の強みを活かし、株式会社JALUX（以下、「JALUX」といいます。）の筆頭株主として同社との様々な協業を通して、空港・航空分野の多岐に亘る事業領域において、両社の事業展開の拡充を図っております。当社にも羽田空港へのテナントを紹介するなど、空港リテール事業を中心に事業の提案をいただいております。

JALUXは、昭和37年3月に日本航空株式会社の商事・流通系子会社（現筆頭株主：双日）として誕生し、創立以来、航空・空港を主体とした航空・サービス事業を基軸に、空港店舗運営や通信販売等のリテール事業からフーズ・ビバレッジ事業に至るまで、幅広い事業領域で事業を推進しております。特に、空港店舗運営事業では、子会社を通じて国内24空港に店舗「BLUE SKY（ブルースカイ）」を配し、空港免税店を含めると、国内85店舗（平成23年7月現在）のネットワークを構築して、各種サービスを展開しております。

当社は、今後ますます拡大していく羽田空港において、同空港を利用されるお客様により一層ご満足いただける、サービスや品揃えをご提供すること及びターミナルビルの安全対策の一層の強化を図ることが重要と認識しておりますが、当社がターミナル運営事業者として空港の保安上、非常に重要な区域と認識している保安区域（手荷物検査後の旅客専用区域）における物販・飲食等の商業施設については、羽田空港国内線第1ターミナルビルでは当社グループとJALUXが運営しております。当社は、JALUXと共に空港店舗運営事業における顧客満足度を高めるための品揃えやサービスの向上及びターミナルビルにおける保安区域内の安全対策の更なる強化を図ることは、羽田空港の一層の価値向上に資するものと考えております。また、物品販売業を中心に多くの共通する事業を営む両社事業の効率化・合理化、更には、将来的にアジアを中心とした海外における空港ビジネスも視野に入れ諸施策の検討を進めること等を目指して、JALUXと「業務提携契約書」を締結することとし、更に、本業務提携をより強力に推進するため、JALUXの普通株式1,022,000株（議決権比率8.05%）を双日より取得することと致しました。当社とJALUXの業務提携の主要な分野は以下のとおりです。

- (1) 空港店舗運営事業における顧客満足度を高めるための品揃えやサービス向上とターミナルビルの安全対策強化
- (2) 商品の共同仕入れ
- (3) 空弁等の弁当の共同生産
- (4) 取扱商品の通販・WEB販売
- (5) 羽田空港周辺等の不動産分野における協業
- (6) 海外展開に関する相互の経営資源・情報の共有
- (7) その他当社及びJALUXが別途合意する事項

(3) 空弁等の弁当の共同生産については、業務提携の一環として、「合弁会社設立に関する基本合意書」を締結し、本年9月にJALUXと合弁の弁当製造会社設立に向けて、具体的検討に着手致します。

双日は、JALUXの筆頭株主であり、また、原料の調達から加工、流通に至る一貫したサプライチェーンを活かしてJALUXの店舗で販売する商品の製造元と原材料開発や商品開発、ブランド商品の販売、オリジナル商品の空港外への拡販等での協業など事業面でもJALUXの事業に深く関わっております。当社とJALUXの業務提携においても、合弁の弁当製造会社における双日の安価な原材料の調達やネットワークを活かした販売先の紹介による販路の拡大等が期待でき、当社は、これら双日の機能を活用することによる多面的な効果を高めるために双日と当社の関係強化が重要と考えております。また、当社は、ターミナル運営事業者として、総合商社として、半世紀に渡り、ボーイングの代理店として民間航空機の販売活動に携わり、加えて、空港のインフラ機器についても販売活動に携わる等、航空・空港分野において多岐に渡る事業を展開し、同分野に強い双日と当社が協業することにより、空港の商業施設をより魅力あるものと

し、且つ海外空港リテール事業を推進するという共通の目的を実現するために「業務提携に関する基本契約」を締結することが当社にとって有益と判断致しました。当社と双日の業務提携の主要な分野は以下のとおりです。

- (1) 羽田空港の商業施設をより魅力あるものとするための空港リテール事業の推進
- (2) 海外空港リテール事業の推進

具体的には、海外の有力なリテラー及びブランド、話題性のある商品等の羽田空港等での展開や当社の中国成都空港店舗における調達・物流面での双日との協業について具体的な検討に着手することとしております。

このように、JALUXの筆頭株主であり、且つ、世界的なネットワークを有する双日との関係強化を図ることは、将来にわたって当社の成長と発展に資するものと考えられることから、当社は双日に自己株式の一部を割り当てることと致しました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	832,325,000円
② 発行諸費用の概算額	10,000,000円 (弁護士費用、印刷費用等)
③ 差引手取概算額	822,325,000円

(2) 調達する資金の具体的な使途

平成23年8月3日、当社はJALUXと空港店舗運営事業における顧客満足度を高めるための品揃えやサービスの向上及びターミナルの安全対策の強化、更には、将来的にアジアを中心とした海外における空港ビジネスも視野に入れた諸施策の検討を進めること等を目的として業務提携契約を締結致しました。

当該業務提携契約に基づく業務提携（以下、「本業務提携」といいます。）をより強力に推進するため、本自己株式処分により調達する資金でJALUX株式の一部を同社の筆頭株主であり主要株主である双日より取得し、また、本業務提携の一環としてJALUXと弁当製造に係る合弁会社を設立することと致しました。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
株式会社JALUXの普通株式1,022,000株（議決権比率8.05%）の取得に要する資金（注）1	776,720,000	平成23年8月
株式会社JALUXと設立する弁当製造会社に係る出資に要する資金（注）2	45,605,000	平成23年9月

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。

(注) 1. 取得価格は、当該取得に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の株式会社東京証券取引所のJALUX株式の終値の平均値である760円（円未満切り捨て）を基準とする金額であります。JALUX株式の終値の平均値を採用することに致したのは、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変更の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的と判断したためです。また、直前1ヶ月間の終値の平均値を採用することに

致しましたのは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を考慮し、震災以前の株価及び震災直後の株価を含まない期間を基準として算定することが合理的であると考えられること、更に、JALUX は第 50 期（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日）有価証券報告書を平成 23 年 6 月 20 日に提出しており、1 ヶ月間よりも長期の期間を基準とすると、かかる有価証券報告書の提出前の株価も織り込まれてしまうことから、直前 1 ヶ月間の終値の平均値を採用することが合理的であると判断しております。

また、当社は、取得価格の決定にあたり、第三者機関としてフィナンシャル・アドバイザーである株式会社日本政策投資銀行（以下、「日本政策投資銀行」といいます。）より平成 23 年 8 月 1 日に提出された JALUX の株式評価の算定結果に係る株式価値算定書を参考に致しました。取得価格の検討にあたっては、当社として日本政策投資銀行による株式価値の算定が JALUX から得られる最善の情報に基づき合理的になされたものと判断しており、取得価格が日本政策投資銀行による株式価値の複数手法による算定結果の最下限と最上限の範囲内であること、JALUX に対する法務・会計・税務に係るデュー・デリジェンスの結果及び JALUX の株式の市場株価の動向等、並びに、取得先である双日との協議・交渉の結果等も勘案し、最終的には前記のとおり直前 1 ヶ月の終値の平均値を採用することに合理性があると判断し、平成 23 年 8 月 3 日開催の取締役会において、取得価格を 1 株当たり 760 円と決定致しました。

- (注) 2. 当社は JALUX と「合弁会社設立に関する基本合意書」を締結し、本年 9 月の合弁会社設立に向けて協議を開始しております。同合弁会社は出資金を 100 百万円～300 百万円の範囲とし、当社が同合弁会社に 49%出資することで合意しております。当社は、本自己株式処分による手取金の一部を当該出資金の一部に充当し、出資金の残額は自己資金で賄う予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当該自己株式の処分による調達資金は、今般の業務提携の相手先である JALUX 普通株式の取得及び JALUX と設立する弁当製造会社に係る出資に充当することとしており、これらの取組により当社の企業価値向上に資すると考えられるため、当該資金の使途には合理性があると判断しております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

処分価額は、当該処分に係る取締役会決議日の直前取引日（平成 23 年 8 月 2 日）の直前 1 ヶ月間（平成 23 年 7 月 4 日から平成 23 年 8 月 2 日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である 985 円（円未満切り捨て）としております。当社株式の終値の平均値を採用することに致しましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変更の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。また、直前 1 ヶ月間の終値の平均値を採用することに致しましたのは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を考慮し、震災以前の株価及び震災直後の株価を含まない期間を基準として算定することが合理的であると考えられること、更に、当社は第 67 期（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日）有価証券報告書を平成 23 年 6 月 29 日に提出しており、1 ヶ月間よりも長期の期間を基準とすると、かかる有価証券報告書の提出前の株価も織り込まれてしまうことから、直前 1 ヶ月間の終値の平均を基準とすることが合理的であると判断しております。

当該処分価額は、株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議日の直前取引日（平成23年8月2日）の当社株式の終値（1,010円）に対しては、2.5%のディスカウント、同直前取引日の直前3ヶ月間（平成23年5月6日から平成23年8月2日）の終値の平均値（923円）に対しては、6.7%のプレミアム、同直前取引日の直前6ヶ月間（平成23年2月3日から平成23年8月2日）の終値の平均値（1,016円）に対しては、3.1%のディスカウントとなります。当該処分価額は、前記のとおり合理的と考えられる算定根拠により決定された価額であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していると考えられること、また、直前取引日の株式の終値及び直前取引日の直前3ヶ月間並びに直前6ヶ月間の終値の平均値からのディスカウント率が10%を超えない範囲に留まっていることも勘案すると、処分価額である985円が特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額については、監査役全員（うち社外監査役3名）から、取締役会における上記算定根拠による処分価額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格として株価を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正且つ妥当であり、処分予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を得ております。

（2）処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の自己株式処分数845,000株の発行済株式数（84,476,500株、平成23年3月31日現在）に占める割合は1.00%（自己株式処分前の総議決権数803,664個に占める割合は1.05%）であり、相応の株式の希薄化及び流通市場への影響が生じるものと考えております。しかしながら、本件により割当予定先との間で海外の空港ビジネスへの進出及び海外の優れた商品等の羽田空港における販売等を目指すなど、世界的な情報収集・発信網を有する双日と関係強化を図ることは、将来にわたって当社の成長と発展に資するものと考えられます。したがって、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要

(1) 名 称	双日株式会社																					
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂六丁目1番20号																					
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 加瀬 豊																					
(4) 事 業 内 容	総合商社																					
(5) 資 本 金	160,339 百万円 (平成 23 年 3 月 31 日現在)																					
(6) 設 立 年 月 日	2003 年 4 月 1 日																					
(7) 発 行 済 株 式 数	1,251,499,501 株																					
(8) 決 算 期	3 月 31 日																					
(9) 従 業 員 数	16,456 名 (連結)																					
(10) 主 要 取 引 先	T S ネットワーク (株) MMC AUTOMOTRIZ, S.A. J X 日鉱日石エネルギー (株)																					
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱東京 UFJ 銀行																					
(12) 大株主及び持株比率	<table border="1"> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>11.33%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>3.41%</td> </tr> <tr> <td>資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>1.52%</td> </tr> <tr> <td>ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)</td> <td>1.41%</td> </tr> <tr> <td>メロンバンクエヌエーアズエージェントフォーイッツクライアント メロンオムニバスユーエスペンション(常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)</td> <td>1.20%</td> </tr> <tr> <td>ステートストリートバンクウェストペンションファンドクライアント ツェグゼンプト (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)</td> <td>1.02%</td> </tr> <tr> <td>ノムラシंगाポールリミテッドアカントノミニエフジェー 1309(常任代理人 野村証券株式会社)</td> <td>0.98%</td> </tr> <tr> <td>S S B T O D 0 5 O M N I B U S A C C O U N T - T R E A T Y C L I E N T S (常任代理人 香港上海銀行)</td> <td>0.97%</td> </tr> <tr> <td>ジュニパー(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)</td> <td>0.92%</td> </tr> <tr> <td>ステートストリートバンクウェストクライアントトリティー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)</td> <td>0.85%</td> </tr> </table>		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11.33%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.41%	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.52%	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	1.41%	メロンバンクエヌエーアズエージェントフォーイッツクライアント メロンオムニバスユーエスペンション(常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	1.20%	ステートストリートバンクウェストペンションファンドクライアント ツェグゼンプト (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	1.02%	ノムラシंगाポールリミテッドアカントノミニエフジェー 1309(常任代理人 野村証券株式会社)	0.98%	S S B T O D 0 5 O M N I B U S A C C O U N T - T R E A T Y C L I E N T S (常任代理人 香港上海銀行)	0.97%	ジュニパー(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	0.92%	ステートストリートバンクウェストクライアントトリティー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	0.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11.33%																					
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.41%																					
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.52%																					
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	1.41%																					
メロンバンクエヌエーアズエージェントフォーイッツクライアント メロンオムニバスユーエスペンション(常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	1.20%																					
ステートストリートバンクウェストペンションファンドクライアント ツェグゼンプト (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	1.02%																					
ノムラシंगाポールリミテッドアカントノミニエフジェー 1309(常任代理人 野村証券株式会社)	0.98%																					
S S B T O D 0 5 O M N I B U S A C C O U N T - T R E A T Y C L I E N T S (常任代理人 香港上海銀行)	0.97%																					
ジュニパー(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	0.92%																					
ステートストリートバンクウェストクライアントトリティー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	0.85%																					
(13) 当事会社間の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。</td> </tr> </table>		資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。																
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。																					
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。																					

取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連 結 純 資 産	355,503	377,404	355,510
連 結 総 資 産	2,312,958	2,160,918	2,116,960
1株当たり連結純資産(円)	256.17	281.69	263.79
連 結 売 上 高	5,166,182	3,844,418	4,014,639
連 結 営 業 利 益	52,006	16,128	37,519
連 結 経 常 利 益	33,636	13,702	45,316
連 結 当 期 純 利 益	19,001	8,794	15,981
1株当たり連結当期純利益(円)	15.39	7.08	12.77
1株当たり配当金(円)	5.5	2.5	3.0

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※ 割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社大阪証券取引所市場第一部に上場しており、同社が提出しているコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日平成23年7月1日）及び同社ホームページに掲載のコンプライアンスに係る基本的な取り組み等により、反社会的勢力との関係遮断が謳われていることを確認しており、同社及び企業集団並びに役員及び従業員が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

(2) 処分予定先を選定した理由

「2. 処分の目的及び理由」をご参照願います。

(3) 処分予定先の保有方針

割当予定先からは、割当予定先の関係会社であるJALUXと当社によるリテール事業等に係る業務提携の推進や、羽田空港の商業施設をより魅力あるものとし、且つ海外空港リテール事業を推進することを共通の目的として行う空港リテール事業に関する提携等の検討を推進していくため、継続的に当社株式を保有する方針であることを口頭にて確認しております。

また、当社は割当予定先との間で、本自己株式処分による割当を受けた日から2年間において、本自己株式処分により取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告する旨、及び当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に遅滞なく報告し、当該内容が公衆の縦覧に供されることに割当予定先は同意する旨の確約書を取得する予定です。

(4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の第8期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）有価証券報告書の貸借対照表（平成23年3月31日時点）の現金及び預金の額並びに平成24年3月期第1四半期決算短信の四半期連結貸借対照表（平成23年6月30日時点）の現金及び預金の額により、割当予定先が本自己株式処分に係る払込みに必要且つ十分な現預金を有していることを確認しております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成23年3月31日現在）		処 分 後	
(株)日本航空インターナショナル (※4)	5.47%	(株)日本航空インターナショナル (※4)	5.42%
全日本空輸(株)	5.47%	全日本空輸(株)	5.42%
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)（住友信託銀行再信託分・京浜 急行電鉄(株)退職給付信託口）	4.34%	日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)（住友信託銀行再信託分・京浜 急行電鉄(株)退職給付信託口）	4.29%
(株)三菱東京UFJ銀行	4.24%	(株)三菱東京UFJ銀行	4.20%
三菱地所(株)	3.87%	三菱地所(株)	3.83%
(株)みずほコーポレート銀行	3.73%	(株)みずほコーポレート銀行	3.69%
大成建設(株)	3.52%	大成建設(株)	3.49%
日本マスタートラスト信託銀行 (株)（信託口）	3.34%	日本マスタートラスト信託銀行 (株)（信託口）	3.30%
日本海運(株)	2.91%	日本海運(株)	2.88%
東京海上日動火災保険(株)	2.58%	東京海上日動火災保険(株)	2.55%

※1 平成23年3月31日現在の株主名簿を基準に記載しております。

※2 自己株式は、上表大株主から除外しております。

※3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成23年3月31日現在の総議決権数（803,664個）に本自己株式処分により増加する議決権数（8,450個）を加えた数で除して算出した数値であります。

※4 (株)日本航空インターナショナルは平成23年4月1日付で商号を日本航空株式会社に変更しております。

8. 今後の見通し

本件自己株式の処分は資本取引であり、当期業績予想への影響はありません。今後お知らせすべき事項がありましたら、適宜お知らせ致します。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連結売上高	132,307百万円	121,008百万円	134,776百万円
連結営業利益	6,397百万円	5,107百万円	4,189百万円
連結経常利益	6,764百万円	4,991百万円	3,102百万円
連結当期純利益	3,981百万円	2,584百万円	935百万円
1株当たり連結当期純利益	39.64円	29.64円	11.64円
1株当たり配当金	13.0円	13.0円	7.0円
1株当たり連結純資産	1,197.40円	1,261.44円	1,252.82円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成23年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	84,476,500株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始値	2,190円	1,052円	1,325円
高値	2,345円	1,421円	1,636円
安値	858円	950円	900円
終値	1,040円	1,330円	1,049円

② 最近6ヶ月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	1,240円	1,055円	1,055円	860円	943円	989円
高値	1,249円	1,058円	1,069円	944円	1,056円	1,018円
安値	900円	929円	842円	791円	942円	1,010円
終値	1,049円	1,043円	857円	935円	989円	1,010円

※ 上表8月の株価につきましては、8月2日までの数値であります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 23 年 8 月 2 日
始 値	1,025 円
高 値	1,025 円
安 値	990 円
終 値	1,010 円

- (4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

1 2. 処分要項

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 処分期日 | 平成 23 年 8 月 22 日 |
| (2) 処分株式数 | 845,000 株 |
| (3) 処分価額 | 一株につき、985 円 |
| (4) 資金調達額 | 832,325,000 円 |
| (5) 募集又は処分方法 | 第三者割当（双日に対して割り当てる予定です） |
| (6) その他 | 該当事項はありません |

以 上